

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月24日

分任支出負担行為担当官
高知空港事務所長 北村 達哉

1 業務概要

- (1) 件 名 令和6年度高知空港5000立級化学消防車（高知800は785）定期点検整備
- (2) 内 容 道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から 令和7年3月31日
- (4) 履行場所 高知県南国市物部 高知空港事務所

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A、B、C又はD等級」に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和5年3月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官 高知空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については入札公告：別紙を参照。）

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒783-0093 高知県南国市物部
国土交通省 大阪航空局 高知空港事務所 総務課
TEL : 088-863-2621
Email: cab-kouchikaikei@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年6月24日(月)から令和6年7月5日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く10時00分から17時00分までの間

上記3 (1)に同じ

無償にて貸与する。

なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)の問い合わせ先に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

(3) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

令和6年7月5日(金) 17時00分まで

上記3 (1)に同じ

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和6年7月10日(水) 9時00分から開札日時までに上記3 (1)あてに持参すること。(郵送等による場合は、令和6年7月10日(水) 9時00分から令和6年7月23日(火) 17時00分までに到達するよう書留郵便にて郵送すること。)

開札は、令和6年7月24日(水) 10時00分 高知空港事務所 1階会議室にて行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金: 免除

② 契約保証金: 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否: 要

(6) 手続きにおける交渉の有無: 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3 (1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2 (3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時に於いて当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。

【別紙】

件名 : 令和6年度高知空港5000立級化学消防車(高知800は785)定期点検整備

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官高知空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全てを満たす者であること。

- 1 道路運送車両法第80条の規定により四国運輸局長から自動車分解整備事業の認証をされており、認証書に「整備対象とする自動車の種類」が「普通自動車(大型)」の記載があること。
ただし、対象とする装置の種類に限定を受けていないこと。
- 2 整備対象シャシ製作者から、当該車両の整備に係る指定を受けている者(シャシ製作者指定工場)であること。
当該車両の整備に係る指定を受けている者とは、以下の①～③のすべての条件を満たしている者である。
 - ①整備対象車両シャシ整備要領書及びシャシ部品明細書を有しており、当該点検整備を適切に実施出来る。
 - ②整備対象車両シャシ製作者等から配信される整備及び材料部品等に関する技術情報を適切に整備に反映出来る。
 - ③整備対象車両シャシの点検整備に必要な部品調達が可能である。
- 3 平成19年4月1日以降に元請けとして完了した、該当車両又は該当車両のシャシ製作者が製作したシャシを有する消防車(以下(同種車両)という。)の整備実績を有すること。
整備実績を有する条件は、以下の①～②のすべての条件を満たしている者である。
 - ①該当車両又は同種車両の道路運送車両法第48条の規定に基づく定期点検整備の実績を有すること。
 - ②該当車両又は同種車両の道路運送車両法第48条の規定に基づく定期点検整備に従事した経験を有する技術者を有すること。